

平成27年度
荒川区教育委員会主要施策
に関する点検・評価報告書

〔 評価対象：平成26年度 〕

平成28年1月

荒川区教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	点検・評価の方法等について	2
	（１）教育委員会の主要施策について	
	（２）点検・評価対象事業の選定	
	・「あらかわ寺子屋」事業	
	・学校図書館のさらなる充実	
	・特別支援教育の充実	
	（３）点検・評価の実施方法	
	（４）学識経験を有する者の知見の活用	
3	対象事業の点検・評価	4
	参考資料	14
	・【教育委員会の活動】	
	・【荒川区教育委員会の事務点検・評価実施要綱】	

1 はじめに

荒川区は、平成19年3月に「荒川区基本構想」を策定し、「幸福実感都市あらかわ」という区の将来像を示しました。

この将来像の実現に向け、荒川区教育委員会では、平成18年度に「学校教育ビジョン」を策定し、これからの学校教育の目指す方向性や施策の体系をとりまとめました。また、生涯学習の推進を図るため、平成19年度には「荒川区生涯学習推進計画」を策定しました。これらの計画に基づき、学校教育の一層の充実に努めるとともに、区民が知識や経験を地域社会に生かすことができるような生涯学習の仕組みづくり等の基盤整備に努めています。

こうした中、平成19年6月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、平成20年度から、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、議会に提出するとともに公表することが義務付けられました。

また、点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされました。

これは、効果的な教育行政の推進に資するとともに、区民への説明責任を果たすために実施することになったものです。

本報告書は、平成26年度の教育委員会の活動を振り返るとともに、教育委員会の主要施策について、教育委員会自らが点検・評価を行い、学識経験者の意見を付して作成したものです。

〔参考〕地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十七条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検・評価の方法等について

(1) 教育委員会の主要施策について

教育委員会では、平成18年度に「荒川区学校教育ビジョン」を策定し、このビジョンで示した方向性を具現化するために、「荒川区学校教育ビジョン推進プラン」を平成19年度に策定し平成22年度末で終了した。新学習指導要領への的確な対応を図るための今後の教育活動の重点などを明らかにするため、平成23年度からの3箇年を計画期間として「第二期推進プラン」、平成26年度からの3箇年を計画期間として「第三期推進プラン」を策定した。また、平成19年度には、平成20年から約10年間を計画期間とした「荒川区生涯学習推進計画」を策定し、学校教育及び生涯学習の主要施策を明らかにした。

(2) 点検・評価対象事業の選定

平成26年度に取り組んだ主要施策の中から、下記の3事業を選定した。

- ・「あらかわ寺子屋」事業
- ・学校図書館のさらなる充実
- ・特別支援教育の充実

(3) 点検・評価の実施方法

- ① 点検・評価は、前年度の教育委員会主要施策の取組状況を総括するとともに、評価及び今後の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- ② 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、学識経験者の意見を伺う機会を設ける。
- ③ 教育委員会で点検・評価を行った後、その結果を取りまとめ報告書を荒川区議会へ提出するとともに、区民へ公表する。

(4) 学識経験を有する者の知見の活用

点検・評価を実施するに当たっては、教育に関し学識経験を有する方に集まっていた
だく機会を設け、ご意見等をいただいた。

押 上	武 文 氏	日本学校図書館学会顧問・元昭和女子大学教授
河 村	久 氏	聖徳大学教授
長 島	啓 記 氏	早稲田大学教育・総合科学学術院教授

3 対象事業の点検・評価

	事業名	所管課
1	「あらかわ寺子屋」事業	指導室
2	学校図書館のさらなる充実	指導室
3	特別支援教育の充実	学務課、指導室

NO 1		
事業名	「あらかわ寺子屋」事業	【所管課名】指導室
事業概要	<p>始業前や放課後などに、平均週に1回(年間35回)以上を目途に「あらかわ寺子屋」事業として、全小中学校で補充学習を実施し、授業時間以外の学習時間を確保するとともに、主体的に学習する習慣を身に付けさせ、学力の向上を図る。</p> <p>補充学習指導員(退職教員を含む教員免許保持者)、ティーチングアシスタント(教員志望の学生等)を活用するなどして、補充学習の充実を図る。</p>	
平成26年度 の取組状況	<p>全小中学校で補充学習指導員(退職教員等の教員免許保持者)、ティーチングアシスタント(教員志望の学生等)を活用するなどして補充学習の充実を図った。</p> <p>各学校の創意工夫によって、週に1回以上(年間35回以上)を目途に、始業前または放課後等の補充学習を継続的・計画的に行った。</p> <p>補充学習の対象となる児童生徒、学習内容、実施時間帯や回数については、各校がそれぞれの状況に合わせて企画提案し、教育委員会の了承を得たうえで実施した。</p> <p>補充学習指導員やティーチングアシスタントについては、教育委員会と学校が連携を図り、人材を確保した。</p>	
課題	<p>補充学習指導員及びティーチングアシスタントの確保に学校差が現れている。今後、指導室が大学連携や学校間連携等を考慮し、人員確保に努める必要がある。</p> <p>大規模校では、児童生徒の人数が多く集まり、対応が煩雑となった。</p>	
外部評価	<p>荒川区では、これまで様々なかたちで放課後等における学習支援に取り組んできた。学習についていけない児童生徒、家庭の状況などから十分な学習環境にない児童生徒などを対象として、学力の定着・向上を目指す取り組みである。これらの取り組みは、平成26年度から、「あらかわ寺子屋」事業として区内のすべての小学校、中学校で実施されている。「あらかわ寺子屋」は、「確かな学力の定着・向上を図る」ことを目的とした事業の一つであり、これまで各学校で始業前や放課後など授業時間外に実践されていた補充学習を区内全校で実施するものである。通常の授業ですべての児童生徒が十分に学習することができていれば放課後等における学習支援は必要ないわけであるが、現実はそのようになっておらず、荒川区に限らず多くの学校で放課後等の学習支援が必要とされている。荒川区がそれをすべての小学校と中学校で実施し、学力の定着・向上を目指そうとしていることは、高く評価される。</p> <p>「あらかわ寺子屋」は、基礎基本の徹底や学習習慣の確立を目指し、実施にあたっては、ティーチング・アシスタント(学生ボランティア)</p>	

や補充学習指導員（教員免許所有者）を導入して支援する。

対象とする児童生徒は、全学年の生徒、小学校では1～4年生、2～6年生、4～6年生など、学校により違いがある。また、支援の実施時間帯は放課後がほとんどであり、夏季休業中に実施している学校もある。支援の回数も週1回、週2回、週5回、あるいは定期考査前など、多様である。各学校の実態に応じてということなのだろうが、これから経験を重ねる中で対象とする学年、適切な支援の時間帯・回数について検討する必要がある。

支援を行っている教科は、小学校では多くは国語と算数であるが、算数のみの学校もある。中学校では国語・数学・英語という学校と、数学・英語という学校がある。どのような生徒を対象とするかについては、担任教師からみて補充学習が必要とされる児童生徒という場合、児童生徒の自主的な参加（希望制）という場合、両者を併せた場合の3つに大別できる。友だち同士で誘い合って参加し、徐々に「学習習慣の確立」や「学習意欲の喚起」につながっていくことが望まれるが、言うは易くである。児童生徒の家庭環境等も様々である。小学校低学年の場合、中学校の場合など、児童生徒の発達段階の違いも無視することはできない。さらに、学習内容・教材は、基礎基本の徹底ということからドリルや自主教材が主のようであるが、宿題の補助なども大切であろう。

誰が支援にあたるかについては、補充学習指導員みの学校、ティーチングアシスタントみの学校、補充学習指導員とティーチングアシスタントの両方という学校とそれぞれである。ティーチングアシスタントみの場合には、教員との連携を十分にとるよう工夫する必要がある。また、補充学習指導員と教員との連携が不可欠であることは言うまでもない。放課後等の学習支援のティーチングアシスタントは、教員志望の学生自身にとっても学校現場での経験を積むことのできる貴重な機会となるが、人材の確保という点で厳しい状況にある。補助学習指導員の確保についても同様である。人材確保のための方策について、検討する必要がある。

参観させていただいたある小学校の放課後補充学習で、指導員の前で音読する児童の姿が印象的であった。支援の内容からして、支援に当たる者と児童生徒の信頼関係は重要である。特に小学校の場合、児童に寄り添うという姿勢も求められているように思う。また、補充学習を行う場であるが、児童生徒にとって居心地のよい、学習に取り組みやすい環境が必要である。

「あらかわ寺子屋」はまだ始まったばかりの事業であるが、学校により経験の蓄積の違いがあるように見受けられる。すでに多くの学校で行われているように、各学校が作成する「学校パワーアップ全体構想」、「学力向上マニフェスト」に明確に位置づけたうえで、成果の検

	証に努めつつ、情報の共有を図っていくことなど、今後の展開に期待したい。
--	-------------------------------------

【長島 啓誠(早稲田大学教育・総合科学学術院教授)】

NO 2		
事業名	学校図書館のさらなる充実	【所管課名】指導室
事業概要	<p>平成25年度に荒川区学校図書館活用指針を策定し、学校図書館活用の方向性と具体的な方策を示し、小中学校全校で学校図書館の活用を推進し、子どもたちの確かな学力の向上を図っている。教科ごとでの学校図書館活用実践集を作成するとともに、教員研修を行い教員の授業力を高め、学校図書館を活用した授業を充実させる。小中学校のモデル校12校で、司書教諭が学校図書館業務に携わる時間を週2時間(年間35週)確保し、教科等での学校図書館活用の有り方を研究する。</p>	
平成26年度 の取組状況	<p>12校のモデル校を平成26年度「学校図書館学習・情報センター化推進校」として、学校司書と司書教諭を核とした学校図書館の活用を推進した。学校司書と司書教諭が週2時間の打合せを行うことで、授業での学校図書館活用が充実し、授業での活用回数が小学校全体で11,008回(平成25年度)から13,468回に、中学校全体で1,390回(平成25年度)から1,551回に増加した。授業で学校図書館を活用することにより、子どもたちの創造力を培い、自発的・主体的な学習が展開された。</p>	
課題	<p>12校で実施している「学校図書館学習・情報センター化推進校」で、学校図書館の授業における活用の成果が出ているため、全校に広げていくことが課題となっている。</p> <p>中学生の読書量が小学生と比べて少ないため、今後、小・中学校の連携や保護者・地域の協力を通じた読書の推進について、モデル校を設置するなど実施していくことも課題である。</p>	
外部評価	<p>学校図書館法第2条には、「学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成すること」と規定し、学校において欠くことのできない基礎的な設備として学校教育の充実を目的とすると記述されている。</p> <p>この理念を実現するために、荒川区の教育主要施策「学校図書館のさらなる充実」を図る企画・実施は、全国に先駆けて先導的で実質的な価値ある方向として評価できる。とかく読書活動に傾斜しがちな図書館活用を各教科等の学習指導を主軸にした確かな学力向上を目指していること、人的な力ぎとして学校司書制度の原型を模索し範となる実績を上げてきたこと、学校図書館図書基準をはるかに上回る図書館資料を拡充していることなど、限られた財源の中で見事に純金として先行投資されている。</p> <p>教育委員会関係諸文書を読み、校内研究等の訪問、学校図書館支援室訪問、公共図書館との懇談などから、学校図書館のさらなる充実に</p>	

視点を当て、次の5 観点を提示する。

1. 学校図書館活用の基本的で具体的な方向を提言した『荒川区学校図書館活用指針』、各教科等の指導で図書館資料を活用し確かで豊かな学力を身に付ける授業範例を示した『司書教諭（学校図書館担当者）と学校司書の連携を核とした授業での学校図書館活用実践報告書』は、貴重で時宜を得た作成であり高く評価される。この趣旨の徹底のためには、各校長のリーダーシップによって教育実践が高まるよう指導・指示の強化を図るとともに、校長研修をこそ充実させる必要がある。校長の見識が変われば学校が変わるのである。
2. 「学校図書館学習・情報センター化推進校」としてモデル1 2校を指定し、司書教諭が学校図書館業務に携わる時間を週2 時間（年間3 5 週）確保する全国でも先進的な施策を講じたことによって、該当小中学校ともに学校図書館活用の授業が大幅に増加し、各教科の目標を達成する図書館資料を供給する環境整備が進行し、児童生徒の創造力を培い主体的・意欲的な学習活動が展開され成果を得ている。この卓見なる方策を現在更に継続拡大し校数を倍増して推進していることは、区内全校の質向上へのアプローチとなると考えられる。
3. すでに提示され進められている学校司書と司書教諭の研修が喫緊の重要な課題である。学校司書の資格は現在定まっていないので、専門的な知識及び技能を養成・研修による資質向上を図ることが、学校図書館が学校教育の基礎的な機能を果たす基盤を整える必須条件である。このことによって、学習活動や読書活動に適時適切な図書館資料を提供することにより、基礎的な知識や技能の習得に役立ち、これらを活用して課題を解決する思考力・判断力・表現力を磨き鍛え、主体的な探究学習を導き出すこととなる。目下、学校図書館支援室の指導の下、全校に配置された学校司書が学校間・公共図書館などの緊密な連携で図書館学習資料の収集システムは機能している。
4. 「尾久地区読書活動活性化モデル校」の小中学校間読み聞かせ交流を見学したが、読み手の中学生は公共図書館司書による読み聞かせ法を指導され、聞き手の小学生は地域読み聞かせボランティアによって聴き上手になっていて、生き生きとしたうるわしい読書活動の場となっていた。この企画に参加する小中学校教職員、公共図書館司書、地域の人々・保護者、学校図書館支援室等の積極的・協働的な連携活動の重要性を位置付けこの仕法を広げるとともに、共に読書し知性と感性を磨く創意工夫ある発展を期待する。
5. 各学校図書館に別置コーナーとして、例えば「荒川区に関わる

	<p>資料コーナー」「各教科等に必須な参考資料コーナー」「児童生徒・教師で創る我らの図書コーナー」等のアイデアを奨励し支援したい。「学校全体が図書館」の構想で、まずは児童生徒・教職員等の手作りで学校施設を博物館的・美術館的な文化の香がするようデザインされる指導・援助を望む。</p> <p>【押上 武文(日本学校図書館学会顧問・元昭和女子大学教教授)】</p>
--	--

NO 3		
事業名	特別支援教育の充実	【所管課名】学務課・指導室
事業概要	<p>区立小・中学校において、心身に障がいのある児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように、特別支援教育支援員等の配置や就学相談を行い、学習活動を支援する。</p>	
平成26年度 の取組状況	<p>①特別支援教育支援員・同補助員・同介助員の配置 特別支援学級において、障がい等で介助を必要とする児童生徒に特別支援教育支援員、介助員を配置した。さらに、通常の学級において、発達障がい等で学習や行動面等に著しく困難を示すなど、教育上特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する学校に特別支援教育支援員、補助員を配置し、学習活動や学級適応の支援を行った。 特別支援教育支援員(非常勤職員)・・・小学校28人、中学校11人 特別支援教育補助員・介助員(臨時職員)・・・小学校36人、中学校7人</p> <p>②就学に関する相談の実施 心身の発達に不安のある児童生徒が小・中学校に入学する際に、最も成長できる教育環境を保護者とともに考える就学相談を実施した。 また、入学後も学校生活への適応状況について、学校及び保護者と継続的に相談を行うとともに、学校で不適応を起こしたり、情緒や言語に課題が生じた場合、通級指導学級への通級相談を実施した。</p> <p>③特別支援に関する教員研修の充実(指導室) 特別な支援が必要な子どもたちの可能性を最大限に伸ばさせ、本人の自立や社会参加するための基盤となる生きる力を培うためには、個のニーズに応じた支援の充実が必要である。そのためには、教員研修の充実が必要であり、平成26年度は以下のような研修を実施した。 ・教員一人一人が特別支援の考え方や実践方法を身に付けられるよう年1回特別支援教育研修を実施した。 ・各校の特別支援教育コーディネーターに対し、その専門性の向上を目指した研修会を年2回実施した。 ・心理専門相談員を学校に派遣し校内研修や学校支援を行った。</p>	
課題	<p>発達障がい等で特別な支援が必要な児童生徒が増加し、障がいの状況も多様化しているため、より一層丁寧な相談が必要となる。また、教員や特別支援教育支援員等に発達障がいへの支援方法について専門性が求められている。 現在、発達障がいの児童は、週1回程度情緒障がい等通級指導学級に通ってコミュニケーション方法等を学んでいるが、東京都が「通級</p>	

	<p>指導学級」から教員が各小学校に巡回して指導を行う「特別支援教室」への移行を決定した。それに伴い、区においても対応が必要となっている。</p> <p>また、特別支援教育について、各校における支援体制のさらなる充実に向け、教員研修体制の整備や研修内容の検討、校内相談体制の整備が必要である。</p>
<p>外部評価</p>	<p>荒川区の特別支援教育については、荒川区学校教育ビジョン推進プラン（第三期推進プラン）の重点項目1の目標4「一人ひとりの教育的ニーズに対応し、適切な教育的支援を行う」に位置付けられ、推進事業⑫「特別支援教育の充実」として取り上げられている。我が国が、障がいのある人と障がいのない人が共に社会を担う一員として相互に人格と個性を尊重し合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会、「共生社会」の構築を目指している現在、本区が積極的に特別支援教育の充実を推進されていることに、深い敬意の念を表すものである。</p> <p>荒川区では、障がいによる学習上・生活上の困難があり通常の学級では十分な教育的効果をあげることが困難な児童・生徒のために特別支援学級を設置し、社会参加・自立を図るための資質・能力を高める教育を実施してきた。固定学級は、小学校5校、中学校2校に設置しており、特別支援教育が法制化された平成19年度と平成26年度を比較すると在籍数が約1.2倍と増加傾向にある。一方、通級指導学級については、通級児童・生徒が平成19年度比約2倍となっており、この増加傾向は今後いっそう進行するものと考えられる。区教育委員会の調査によれば、小学校通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童は平成26年度には全児童数の4.7%であったが、このうち通級指導を受けている児童は27.6%にとどまっており、通級指導に対する潜在的なニーズはきわめて高いと言わざるを得ない。</p> <p>このような特別支援教育の充実へのニーズの高まりに対し、荒川区では特別支援学級に特別支援教育支援員、介助員を配置するほか、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が在籍する学校に特別支援教育支援員、補助員を配置して学習活動や生活面の支援に当たる施策を進めてきた。通常の学級における授業観察及び校長、支援員等からのヒアリングの結果を踏まえると、人的な支援体制の整備に関しては、学校教育を円滑に進める上で有効に機能していると高く評価できる。今後、さらに適切な人材確保のための手立てを検討されたい。</p> <p>特別支援教育の推進を図るうえで、支援の必要な幼児・児童・生徒を早期に発見し、早期からの教育相談を進めるとともに、就学時点で最もニーズに応えうる教育の場を選択できるよう就学相談を充実するとともに、就学後まで一貫した支援を行う仕組みを確立することがきわめて大切である。そのためには、心身障害者福祉センター等療育機関や教育センターのほかに、乳幼児健康診断を実施する機関との連携、</p>

特別支援学校等との連携など、行政部局を超えた地域ぐるみでのネットワークの充実に努める必要がある。

通常の学級を含めた特別支援教育体制の充実のためには、幼稚園・保育所及び小・中学校の全ての教員・保育士の発達障害等の幼児・児童・生徒に対する理解の深化とユニバーサルデザインによる支援、支援の必要な個々の幼児・児童・生徒に対する「合理的配慮」を行う指導力量など、専門性の向上が欠かせない。荒川区では、指導室を中心に各職層ごと、コーディネーター等職務に応じた研修を実施してきているが、悉皆研修の計画的な実施、理論や指導の原理とともに、より実践的な内容の研修の充実など、研修内容・方法のさらなる充実を期待したい。

通常の学級に在籍する発達障害等の児童の増加と通級指導のニーズの高まりに対し、東京都は小学校の情緒障害等通級指導学級を「特別支援教室」に移行する計画を示している。教育の仕組みの大きな転換であり、考え方や仕組みについて丁寧に説明し、理解を得るとともに、関係者の意識改革を進めることが不可欠である。そのことを踏まえ、教室の確保・整備、巡回指導教員等の配置と勤務体制、巡回指導の開始・終了判定のシステム、巡回指導教員と児童の在籍校・学級との連携、巡回指導担当教員の専門性の担保、保護者・区民の理解促進など、特別支援教室設置のための基盤整備とその後の円滑な運営を保障する本区の実情に即した持続性・発展可能性の高い仕組みの構築について検討を進めることが望まれる。

【河村 久(聖徳大学教授)】

参考資料

教育委員会の活動

1 教育委員会の構成

教育委員会は、区長が区議会の同意を得て任命した5人の委員から組織される合議制の執行機関である。区立学校その他の教育機関を管理し、就学、保健、給食、学習指導などに関する事務を処理している。

教育委員会の委員の任期は4年間で、再任も認められている。

(平成26年度)

職名	氏名	委員の任期
委員長	小林 敦子(早稲田大学教授)	自 平成25年4月2日 至 平成29年4月1日
委員長 職務代理者	坂田 一郎(東京大学教授)	自 平成25年4月2日 至 平成29年4月1日
委員	青山 侑(元東京都副知事)	自 平成23年7月7日 至 平成27年7月6日
委員	高野 照夫(日本医科大学名誉教授)	自 平成23年7月7日 至 平成27年7月6日
教育長	高梨 博和(前区民生活部長)	自 平成25年4月2日 至 平成29年4月1日

2 教育委員会の会議

原則として毎月、第2・第4金曜日に定例会を開催するほか、必要に応じて臨時会及び協議会を開催している。

定例会及び臨時会については公開で、開催予定や傍聴の案内等を荒川区ホームページに掲載している。また、平成22年分以降の会議録については、情報提供コーナーでの自由閲覧及び荒川区ホームページへの掲載を行い、区民の知る権利の保障と利便性の向上、教育委員会活動の透明性の向上や説明責任の発揮等を図っている。

平成26年度は、学校関係者との懇談会の開催や学校の授業視察を行うなど、教育委員会会議を充実し、教育委員会機能の一層の向上を図った。

主な取組内容は次のとおりである。

①会議の充実

教育委員会の機能を強化するために、定例会に加えて、調査・研究、意見交換のために協議会を開催した。

②学校関係者との懇談会

教育行政の現状や課題などを把握するため、学校関係者と意見交換する懇談会を開催した。

これにより、平成26年度は定例会22回、協議会26回、文書付議4回の合計52回を開催した(詳細は別表1のとおり)。また、議案件数は41件(前年比4件増)、報告事項は86件(前年比2件増)となっている。

3 教育委員会の活動状況

教育委員は、学校行事を始めとする教育委員会行事等に積極的に出席し、教育行政の現状把握に努めるとともに、関係者への激励を行っている。

平成26年度は、教育委員会の会議を含めて、教育委員会行事や区立小中学校訪問など、72回(前年比2回減)に参加した(詳細は別表2のとおり)。

別表1 平成26年度 教育委員会の会議の開催状況

ア 定例会及び臨時会

開催日	種別	議案番号	議案名
4月11日	定例会 (7)	20	荒川区学校教育ビジョン推進プラン(第三期推進プラン)の策定について
		21	タブレットPC導入モデル事業検証報告(平成25年度報告)について
		(報告)	平成26年度区立幼稚園等・小中学校の就学状況について
			荒川区立小中学校の主幹及び主任の発令について 公立学校教職員の処分について(報告)
4月25日	定例会 (8)	(報告)	平成27年度使用小学校教科用図書の採択について
5月9日	定例会 (9)	22	荒川区社会教育委員の委嘱について
		(報告)	生活保護法の改正に伴う就学援助事業の課題等について
			平成27年度使用小学校教科用図書の採択までのスケジュールについて
			平成25年度体罰等実態調査の公表について
			平成26年度荒川区登録・指定文化財諮問(案)について
			平成26年春の叙勲受章者の報告について
			伝統工芸記録映画「伝統に生きる 刷毛 齋藤 正一郎」について
日暮里図書館におけるカレーライス投入事件について			
5月23日	定例会 (10)	23	平成27年度使用小学校教科用図書の採択に係る選定調査会の委員の委嘱及び選定調査会への調査依頼項目について
		24	荒川区文化財保護審議会委員の委嘱について
		(報告)	平成26年度荒川区立小中学校におけるタブレットPCの導入について
			小中学校PC教室のPCの今後の扱いについて
			平成26年度荒川区文化財保護審議会への諮問について(報告)
「荒川区芸術文化振興プラン(改定版)」の策定について			
6月13日	定例会 (11)	25	荒川区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則
		26	荒川区立こども園条例施行規則の一部を改正する規則
		27	職員の配偶者同行休業に関する条例に対する意見の聴取について

※議案番号欄の「(報告)」は、報告事項をあらわす。

開催日	種別	議案番号	議案名
6月13日	定例会 (11)	(報告)	荒川区特別支援教育課題検討委員会の設置について
			「荒川区図書館を使った調べる学習コンクール」・ 「あらかわ小論文コンテスト」・「あらかわお弁当レシ ピコンテスト」の実施について
			第35回「あらかわの伝統技術展」の開催について
			荒川区登録無形文化財及び保持者の解除について(報 告)
			第七回柳田邦男絵本大賞の実施について
6月27日	定例会 (12)	(報告)	平成27年度入学生に対する小中学校の学校選択制度 の実施について
			平成27年度使用小学校教科用図書採択に係る選定 調査会からの報告について
			平成26年度における荒川区立幼稚園、小・中学校の 研究活動について
			平成26年度荒川区ワールドスクールの実施について
			区議会定例会・6月会議について
			教科用図書採択を行う教育委員会の会議の方法等につ いて
7月11日	定例会 (13)	28	荒川区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改 正する規則
		29	幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規 則の一部を改正する規則
		30	幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正 する規則
		31	幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正 する規則
		32	「荒川区タブレットPC活用指針」の策定について
		(報告)	小学校の通学路における防犯カメラの設置について
			幼稚園保育料に関する保護者負担軽減の拡充について
			第35回「あらかわの伝統技術展」の報告について
夏休み子ども向けイベントについて			
7月25日	定例会 (14)	33	平成27年度から使用する小学校教科用図書の採択につ いて
		34	平成27年度に特別支援学級で使用する一般図書の採 択について
8月22日	定例会 (16)	35	平成25年度荒川区一般会計決算(教育関係)に対す る意見の聴取について
		(報告)	児童数の増加への対応について
			平成27年度区立幼稚園等の入園募集について

※議案番号欄の「(報告)」は、報告事項をあらわす。

開催日	種別	議案番号	議案名
8月22日	定例会 (16)	(報告)	「荒川区芸術文化振興プラン(改定版)」について
9月12日	定例会 (17)	(報告)	36 「区内祭礼を中心とする伝統行事に係る文化財保護のあり方について」の荒川区文化財保護審議会答申について
			学校パワーアップ事業の成果報告および実施計画について
			平成26年度全国学力・学習状況調査の調査結果について
			「家族の日」の荒川ふるさと文化館の無料入館について
			平成26年度社会教育関係団体への補助金について
			(仮称)荒川二丁目複合施設建築工事請負契約に係る議案の提出について
			(仮称)荒川二丁目複合施設の施設名称について
			(仮称)吉村昭記念文学館友の会の設立について
			区議会定例会・9月会議について
			地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う東京都教育委員会主催説明会の資料について
			デング熱に関する荒川区教育委員会の対応について
区立幼稚園行事に対する脅迫文への対応について			
9月26日	定例会 (18)	(報告)	区立幼稚園における個人情報紛失について
			平成26年度夏季休業中の諸活動の結果等について
			荒川区登録無形文化財及び保持者の解除について(報告)
			荒川区立図書館の現状について
10月10日	定例会 (19)	(報告)	37 荒川区教育委員会委員長の改選について
			38 平成27年度からの小学校宿泊行事の見直しについて
			平成26年特別区人事委員会勧告の概要について
			文部科学省「先導的な教育体制構築事業」、総務省「先導的教育システム実証事業」における実証地域の選定の企画公募について
			(仮称)荒川二丁目複合施設内のカフェ運営事業者の公募について
10月24日	定例会 (20)	(報告)	小学校の通学路における防犯カメラの整備状況について(中間報告)
			静岡県下田市との災害時相互応援に関する協定の締結について

※議案番号欄の「(報告)」は、報告事項をあらわす。

開催日	種別	議案番号	議案名
10月24日	定例会 (20)	(報告)	平成26年度荒川区「家庭における親の教育意識と青少年」意識調査の中間報告について
			荒川区営区民運動場の整備に伴う条例の一部改正について
11月14日	定例会 (21)	(報告)	平成26年度「あらかわ小論文コンテスト」の審査について
			第7回お弁当レシピコンテストの実施結果の報告について
			平成26年度東京都優秀技能者(東京マイスター)知事賞受賞者の報告について
			平成26年度「第11回東西全国俳句相撲大会」の結果について
11月25日	文書付議	39	幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について
11月28日	定例会 (22)	(報告)	40 教育委員会主要施策に関する点検・評価の実施結果について
			東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の実施結果について
			平成26年度「あらかわ小論文コンテスト」の審査結果について
			第4回「荒川区図書館を使った調べる学習コンクール」の審査結果について
			平成26年度東京都教育委員会職員表彰受賞内定者(団体)の概要について
区議会定例会・11月会議について			
12月12日	定例会 (23)	(報告)	41 幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
			42 幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則
			43 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
			平成26年度荒川区ワールドスクールの実施結果について
			校長職選考及び教育管理職(副校長)選考合格者について
1月9日	定例会 (1)	(報告)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う条例改正等について
			子ども・子育て支援新制度について
			平成27年度教育課程編成の重点について

※議案番号欄の「(報告)」は、報告事項をあらわす。

開催日	種別	議案番号	議案名
1月9日	定例会 (1)	(報告)	公立学校教職員の処分について(報告)
			第6回中学生「東京駅伝」大会について
1月23日	定例会 (2)	(報告)	1 平成27年度荒川区一般会計予算(教育費)に対する意見の聴取について
			子ども・子育て支援新制度施行に伴う区立幼稚園等の保育料(利用者負担)の考え方について
			平成26年度ふるさとづくり大賞(団体表彰)受賞団体の報告について
			荒川区指定無形文化財及び保持者の解除について(報告)
			第七回柳田邦男絵本大賞表彰式について
2月2日	文書付議	2	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例に対する意見の聴取について
2月6日	定例会 (3)	(報告)	3 「荒川区いじめ防止基本方針(案)」の策定について
			4 平成26年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定について
			伝統工芸技術継承者育成支援事業補助延長について
			(仮称)荒川二丁目複合施設内のカフェ運営事業者の選定結果について
			(仮称)荒川二丁目複合施設の愛称名の決定について
2月12日	文書付議	5	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条に基づく内申について
		6	荒川区立幼稚園条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について
		7	荒川区立こども園条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について
2月27日	定例会 (4)	(報告)	平成26年度荒川区教職員表彰について
			平成26年度荒川区教育委員会褒賞について
			区議会定例会・2月会議について
3月13日	定例会 (5)	(報告)	平成27年度予算における教育委員会主要事業について
			中学校特別支援学級(知的障がい学級)の新設について
			中学校部活動対外行事参加費等の公費負担の対象拡大について
3月27日	定例会 (6)	8	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係規則の整備に関する規則

※議案番号欄の「(報告)」は、報告事項をあらわす。

開催日	種別	議案番号	議案名
3月27日	定例会 (6)	9	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
		10	幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
		11	幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
		12	荒川区教育委員会事務局の人事について
		13	指導主事の任用について
		14	荒川区立学校の園長、校長及び副校長の任用について
		15	荒川区文化財保護審議会委員の委嘱について
		(報告)	小学校における特別支援教室の導入について 平成26年度奥の細道矢立初めの地子ども俳句相撲大会結果について
3月31日	文書 付議	16	荒川区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則
		17	荒川区立こども園条例施行規則の一部を改正する規則

※議案番号欄の「(報告)」は、報告事項をあらわす。

イ 協議会（懇談会を含む）

開催日	内 容
4月10日	東京都教育施策連絡協議会
4月11日 [定例会後]	①退職校長感謝状贈呈式及び記念夕食会について ②入学式についての各委員の意見等 ③平成26年度荒川区立小中学校におけるタブレットPCの導入について
4月25日 [定例会後]	平成26年度教育施策連絡協議会の報告について
5月9日 [定例会前]	荒川ふるさと文化館視察
5月9日 [定例会後]	平成26年度春季運動会日程について
6月13日 [定例会後]	①夏期施設の視察について ②アレルギー対応給食誤食事故について（第1報）
6月27日 [定例会後]	教科書採択までの調査研究日程について
7月11日 [定例会後]	①荒川区教育委員会定例会（7月25日、教科書採択時）の会議運営について ②小学校教科用図書の調査研究について（協議）
7月18日	小学校教科用図書の調査研究について（協議）
8月22日 [定例会後]	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う東京都教育委員会主催説明会の開催について
9月12日 [定例会後]	秋季運動会の視察について
9月26日 [定例会後]	教育委員会委員長の改選について
10月10日 [定例会後]	秋季運動会についての各委員の意見等
10月24日 [定例会前]	ふるさと文化館企画展視察
10月24日 [定例会後]	①教育委員会の学校視察（第一日暮里小学校）のスケジュールについて ②第二ブロック教育委員会協議会の日程調整について

月 日	内 容
11月14日 [定例会後]	学校周年記念事業について
11月28日 [定例会前]	第一日暮里小学校研究発表会視察
11月28日 [定例会後]	第二ブロック教育委員会協議会の日程について
12月12日 [定例会後]	①中学校長会との懇談会の議題について ②合同表彰式について
1月9日 [定例会後]	①幸福指標に関する分析結果について ②第二ブロック教育委員会協議会について
1月23日 [定例会後①]	①平成27年「成人の日のつどい」の結果について ②絵本「ひまわりのおか」朗読会について
1月23日 [定例会後②]	小学校長会の研究発表会
2月27日 [定例会前]	ふるさと文化館企画展視察
2月27日 [定例会後①]	ふるさと文化館企画展視察についての各委員の意見等
2月27日 [定例会後②]	中学校長会との懇談会
3月27日 [定例会後]	①卒業式についての各委員の意見等 ②平成27年度教育施策連絡協議会の開催について ③退職校長感謝状贈呈式について ④区議会議員との初顔合わせについて

別表2 平成26年度 荒川区教育委員会委員の活動実績(教育長を除く)

月 日	内 容
4月7日	小学校入学式
4月8日	中学校入学式
4月10日	東京都教育施策連絡協議会
4月11日	教育委員会定例会
4月11日	教育委員会協議会
4月11日	退職校長感謝状贈呈式及び記念夕食会
4月25日	教育委員会定例会
4月25日	教育委員会協議会
5月9日	荒川ふるさと文化館視察
5月9日	教育委員会定例会
5月9日	教育委員会協議会
5月17日	運動会(五中)
5月23日	教育委員会定例会
5月25日	運動会(三瑞小)
5月31日	運動会(四中)
6月13日	教育委員会定例会
6月13日	教育委員会協議会
6月14日	運動会(九中)
6月27日	教育委員会定例会
6月27日	教育委員会協議会
7月4日	第35回荒川の伝統技術展開会式
7月11日	教育委員会定例会
7月11日	教育委員会協議会
7月18日	教育委員会協議会
7月25日	教育委員会定例会
8月22日	教育委員会定例会
8月22日	教育委員会協議会
8月25日	ワールドスクール視察
9月12日	教育委員会定例会
9月12日	教育委員会協議会

月 日	内 容
9月26日	教育委員会定例会
9月26日	教育委員会協議会
9月27日	運動会(峡田小)
9月28日	運動会(瑞光小)
10月10日	教育委員会定例会
10月10日	教育委員会協議会
10月24日	ふるさと文化館企画展視察
10月24日	教育委員会定例会
10月24日	教育委員会協議会
11月14日	教育委員会定例会
11月14日	教育委員会協議会
11月15日	原中学校創立20周年記念式典
11月22日	尾久宮前小学校創立80周年記念式典
11月28日	第一日暮里小学校研究発表会視察
11月28日	教育委員会定例会
11月28日	教育委員会協議会
11月29日	赤土小学校創立90周年記念式典
12月4日	研究発表会(瑞光小)
12月6日	南千住第二幼稚園60周年記念式典
12月12日	教育委員会定例会
12月12日	教育委員会協議会
12月12日	「第9回あらかわ小論文コンテスト」「第4回荒川区図書館を使った調べる学習コンクール」「第7回あらかわお弁当レシピコンテスト」合同表彰式
1月9日	教育委員会定例会
1月9日	教育委員会協議会
1月22日	研究発表会(尾久六小)
1月23日	教育委員会定例会
1月23日	教育委員会協議会
1月23日	教育委員会協議会(小学校長会の研究発表会)
1月30日	研究発表会(三日小)
2月6日	教育委員会定例会

月 日	内 容
2月10日	研究発表会(原中)
2月12日	卒業生を送る会
2月27日	ふるさと文化館企画展視察
2月27日	教育委員会定例会
2月27日	教育委員会協議会
2月27日	教育委員会協議会(中学校長会との懇談会)
3月13日	教育委員会褒賞贈呈式
3月13日	教育委員会定例会
3月19日	中学校卒業式
3月24日	小学校卒業式
3月27日	教育委員会定例会
3月27日	教育委員会協議会

荒川区教育委員会の事務点検・評価実施要綱

20年11月26日制定

20荒教庶第 635号

教育長決定

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第27条の規定に基づき、荒川区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

(点検及び評価の対象)

第2条 点検及び評価の対象は、前年度の教育委員会主要施策とする。

(点検及び評価の実施)

第3条 点検及び評価は、前年度の教育委員会主要施策の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。

2 点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

3 施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。

4 委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、荒川区議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

(学識経験者等の知見の活用)

第4条 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する学識経験者」を置く。

(委任)

第5条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年11月26日から施行する。

平成28年1月

登録番号 (27)0077号

平成27年度荒川区教育委員会主要施策に関する
点検・評価報告書〔評価対象：平成26年度〕

発行 荒川区教育委員会事務局教育総務課
〒116-8501
荒川区荒川2-2-3
TEL 03(3802)3111(代)



荒川区